調整前個別帰属法人税額の計算に関する明細書	連事業年		: :		法人名	3	(	
個別所得金額に係る連結法	人	税(	固 別	帰	属	額	1	Н
中 小 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 に 係 る 法 人 税 額 の (別表六の二(六)「19」) $\times$ $\left(\frac{別表六の二(六)付表「5」}{別表六の二(六)付表「6」}\right)$ 又は $\frac{5}{9}$				個 別	帰属		2	
特別 試験 研究費に係る法人税額の特別 (別表六の二(九)「6」と「12」のうち少ない金額) × 別表六の二(九)付表「15」	控除	に 係 O二(九)「	る 個7」と((別ま	長六の二	二(九)「12	:]-	3	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税 (別表六の二(+)「8」)	額の特	持別 控	除に係	る個!	別帰属	額	4	
中 小 連 結 法 人 が 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 (別表六の二(十一)「8」+「16」)		別控除	に係る	面 另	川帰属	額	5	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法。 (別表六の二(十二)「9」+「17」)		の特別:	空除に存	る個	別帰属	額	6	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場 (別表六の二(十五)「10」)	合の法人	、税額の	特別控除	こ係る	個別帰属	属額	7	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法 (別表六の二(十六)「9」)							8	
地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 法 人 税 額 の $^{4}$ (別表六の二(十七) $^{5}$ 41」) $\times$ $\left(\frac{\text{別表六の二(十七)}\text{付表三}^{5}}{\text{別表六の二(十七)}\text{付表三}^{5}}\right)$ 又					帰属		9	
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 法 人 税 額 の (別表六の二(十七)「47」) × 別表六の二(十七) 別表六の二(十七) 別表六の二(十七) 別表六の二(十十分) 別表			に係る	個 別	」帰 属		10	
特 定 中 小 連 結 法 人 が 経 営 改 善 設 備 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 (別表六の二(十九)「8」+「16」)		特別哲	除に係	る個	別帰属	額	11	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法。 (別表六の二(二十)「9」+「17」)		の特別:	空除に例	る個	別帰属	額	12	
給 与 等 の 引 上 げ 及 び 設 備 投 資 を 行 つ た 場 合 の 法 人 税 : (別表六の二(二十一)「22」) × <u>別表六の二(二十一)「22」</u> ) × <u>別表六の二(二</u> -1) N表六の二(二十一)「22」) × <u>別表六の二(二</u> -1) N表六の二(二-1) N表元(1) N表		_	余に係	る個が	引帰 属		13	
中 小 連 結 法 人 が 給 与 等 の 引 上 げ を 行 つ た 場 合 の 法 人 税 (別表六の二(二十二)「19」) × 別表六の二(二十二)			除に係	る個!	別帰属		14	
給 与 等 の 支 給 額 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の (別表六の二(二十四)「17」) × 別表六の二(二・四)「17」) × 別表六の二(二・四) 「17」) × 別表六の二(二・の) 「17」) × 別表六の二(二・の) 「17」) × 別表六の二(二・の) 「17」) (コートー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			こ 係 る	個 別	帰属		15	
中 小 連 結 法 人 の 給 与 等 の 支 給 額 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 和 (別表六の二(二十五)「17」) × 別表六の二(二・17」) 水 別表六の二(二・17) (コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・			除に係	る個	別帰属		16	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人 (別表六の二(二十七)「8」)	、税額 ⊄	)特別打	空除に係	る個	別帰属	額	17	
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税割 (別表六の二(二十八)「14」)	頭の特	別控隊	に保る	5 個 5	別帰 属	額	18	
事 業 適 応 設 備 を 取 得 し た 場 合 等 の 法 人 税 額 の (別表六の二(二十九)「9」+「19」+「		控除~	こ 係 る	個 別	帰属	額	19	
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法 (別表六の二(三十)「14」+「22」)		の特別	控除に位	系る個	別帰属	<b>新</b>	20	
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の (別表六の二(三十一) $\lceil 28 \rfloor$ ) × $\left(\begin{array}{c}$ 別表六の二(三十一) $\lceil 3 \rfloor$ 別表六の二(三十一) $\lceil 16 \rfloor$ 、 別表六の二(三十一) $\lceil 16 \rceil$ 、 別表六の二(三十一) $\lceil 16 \rceil$ 、 別表十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	-						21	
連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 の (別表六の二(十八)「5」)+(1)-(4)-(5)-(6)-(1)	調整	前 個	別帰			額	22	
連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 の 調 (別表六の二(十八)「5」)+(1)-((2)から(2	司 整 前	有個 5		法法	人税	額	23	